

# いわき市地域防災計画

## — 地震・津波災害対策編 —

(令和6年3月修正)

いわき市防災会議

# 目 次

<b>第 1 章 総則</b>	
第 1 節 計画作成の趣旨等	P. 2
1 計画の目的	
2 計画の性格	
3 計画の構成	
4 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	
5 計画の修正	
6 細部要領等の制定	
7 計画の習熟	
第 2 節 自助・共助・公助の基本	P. 5
1 自助・共助の基本	
2 公助の基本	
第 3 節 東日本大震災の教訓・課題	P. 7
1 主な課題	
第 4 節 地震・津波被害想定	P. 11
1 最大規模の被害想定	
2 被害想定の手法及び項目	
3 被害想定結果	
(1) 内陸型（断層型）地震の被害想定	
(2) 海溝型地震の被害想定	
(3) 地震・津波被害想定結果（まとめ）	
4 各地区の課題と取組み目標	
第 5 節 地震・津波災害対策の目標	P. 34
1 最大規模の災害を想定した対策の実施	
2 情報収集・伝達手段の多重化	
3 避難所機能の充実・強化	
4 広域的かつ多様な団体との協力体制の強化	
5 要配慮者の避難支援対策の強化	
6 自助・共助による地域防災力向上	
7 災害対策本部組織の見直し	
<b>第 2 章 災害予防</b>	
第 1 節 自分と家族を守る災害予防と減災対策への取り組み	P. 37
1 計画の目的	
2 日常の予防活動	
第 2 節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み	P. 40
1 計画の目的	
2 各主体の責務及び業務の内容	
第 3 節 被災経験を活かした防災知識の普及及び訓練	P. 43
1 計画の目的	
2 各主体の責務及び業務の内容	
第 4 節 都市の防災構造化	P. 48
1 計画の目的	
2 各主体の責務及び業務の内容	
第 5 節 情報伝達手段の多重化	P. 54
1 計画の目的	
2 各主体の責務及び業務の内容	
第 6 節 住民等の事前避難準備	P. 57
1 計画の目的	

	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 7 節	避難所事前対策	P. 60
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務	
	3 業務の内容	
第 8 節	要配慮者の避難対策	P. 66
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務	
	3 避難行動要支援者等の範囲	
	4 業務の内容	
第 9 節	津波災害予防	P. 75
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 10 節	救急・救助体制の整備	P. 79
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 11 節	医療救護体制の整備	P. 83
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 12 節	給水体制の整備	P. 86
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 13 節	道路・橋梁・トンネル等の災害予防	P. 88
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 14 節	港湾・漁港施設の災害予防	P. 92
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 15 節	土砂災害等の予防	P. 94
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務	
	3 業務の内容	
第 16 節	河川・海岸の災害予防	P. 100
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 17 節	農地・農業用施設等の災害予防	P. 102
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 18 節	建築物等の災害予防	P. 104
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 19 節	鉄道事業者の災害予防	P. 108
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 20 節	バス事業者の災害予防	P. 110
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 21 節	コミュニティ放送事業者の災害予防	P. 112
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 22 節	ライフライン強化対策（電話）	P. 114
	1 計画の目的	

	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 23 節	ライフライン強化対策（携帯電話）	P. 117
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 24 節	ライフライン強化対策（電力）	P. 120
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 25 節	ライフライン強化対策（ガス）	P. 122
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 26 節	ライフライン強化対策（石油）	P. 125
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 27 節	ライフライン強化対策（水道）	P. 127
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 28 節	ライフライン強化対策（下水道）	P. 130
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 29 節	工業用水道事業者の災害予防	P. 132
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 30 節	危険物等施設の災害予防	P. 133
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 31 節	火災予防と消防力の整備	P. 138
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 32 節	廃棄物処理体制の整備	P. 142
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 33 節	備蓄体制の整備	P. 144
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 34 節	学校等の防災対策、防災・減災教育	P. 148
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 35 節	文化財の保護対策	P. 152
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 36 節	災害時のボランティア活動の推進	P. 155
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
第 37 節	災害応援・受援体制の整備	P. 158
	1 計画の目的	
	2 各主体の責務及び業務の内容	
<b>第 3 章</b>	<b>災害応急対策</b>	
第 1 節	災害対策本部の組織・運営	P. 162
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 出動体制	
	4 災害対策本部及び災害対策地区本部の設置・廃止基準	

5 避難所の開設	
6 災害対策本部及び災害対策地区本部の体制	
7 指揮命令の順位	
8 いわき市防災会議連絡員室の設置	
<b>第 2 節 防災関係機関の相互協力体制</b>	<b>P. 169</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 3 節 自衛隊の派遣要請・受入体制</b>	<b>P. 176</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等	
<b>第 4 節 地震・津波情報等の伝達</b>	<b>P. 182</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
5 被害状況の収集・伝達系統(インフラ等を含む)	
6 遠地津波が発生した場合の対応	
<b>第 5 節 災害情報の収集・伝達</b>	<b>P. 195</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 災害情報の時系列収集区分	
5 市の実施体制	
6 防災関係機関の実施体制	
7 災害情報の伝達	
8 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達	
9 要配慮者への対応	
10 災害時の広報(災害広報・広報案文)	
11 県及び各機関の連絡先	
<b>第 6 節 通信の確保</b>	<b>P. 213</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 7 節 広報</b>	<b>P. 216</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 8 節 自分と家族を守る応急対策</b>	<b>P. 220</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 応急対策の実施	
4 要配慮者への対応	
<b>第 9 節 避難対策</b>	<b>P. 223</b>
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 避難の指示等	
4 避難	

- 5 津波警報等発表時の避難
- 6 要配慮者の避難支援
- 7 帰宅困難者に対する支援
- 8 避難路及び避難場所の安全確保
- 9 避難状況の報告
- 10 警戒区域の設定
- 11 避難所の開設
- 12 避難所の運営
- 13 教職員の役割
- 14 避難所の集約・統合・閉鎖
- 15 車中泊避難者への支援
- 16 指定避難所以外の施設に避難者がいる場合の対応

---

**第 10 節 避難所等における防疫保健衛生対策** P. 240

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

---

**第 11 節 入浴サービスの提供** P. 244

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

---

**第 12 節 トイレ利用対策** P. 246

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

---

**第 13 節 ペットの保護対策** P. 249

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

---

**第 14 節 要配慮者への対策** P. 252

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

---

**第 15 節 こころのケア対策** P. 258

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 市の業務内容

---

**第 16 節 救急・救助活動** P. 261

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務 (自主防災組織、海上保安部含む)
- 4 業務の内容

---

**第 17 節 医療救護活動** P. 265

---

- 1 計画の目的
- 2 各段階における業務の内容
- 3 各主体の責務
- 4 業務の内容

<b>第 18 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b>	P. 271
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 業務の内容	
<b>第 19 節 港湾・漁港施設・海上の応急対策</b>	P. 275
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 20 節 港湾・漁港施設・海上の応急対策</b>	P. 279
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 21 節 河川・海岸施設の応急対策</b>	P. 283
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 22 節 農地・農業用施設の応急対策</b>	P. 287
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 23 節 農林水産業応急対策</b>	P. 290
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 24 節 公園施設の応急対策</b>	P. 294
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 25 節 建物の応急危険度判定</b>	P. 296
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 25 節 —2 宅地の危険度判定</b>	P. 298
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 26 節 応急住宅対策</b>	P. 300
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 27 節 リ災証明書発行対策</b>	P. 306
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	

	3 各主体の責務	
	4 業務の内容	
<b>第 28 節</b>	<b>鉄道事業者の応急対策</b>	P. 309
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	
<b>第 29 節</b>	<b>バス事業者の応急対策</b>	P. 312
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	
<b>第 30 節</b>	<b>コミュニティ放送事業者の応急対策</b>	P. 314
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 FMいわきの役割及び業務の内容	
<b>第 31 節</b>	<b>ライフライン応急対策（電話）</b>	P. 316
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	
	4 公衆通信施設（NTT東日本）応急対策フロー図	
<b>第 32 節</b>	<b>ライフライン応急対策（携帯電話）</b>	P. 319
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	
	4 通信施設応急対策フロー図	
<b>第 33 節</b>	<b>ライフライン応急対策（電力）</b>	P. 322
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	
	4 電力供給施設応急対策フロー図	
<b>第 34 節</b>	<b>ライフライン応急対策（ガス）</b>	P. 325
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 各主体の責務	
	4 ガス事業者の業務内容	
<b>第 35 節</b>	<b>ライフライン応急対策（石油）</b>	P. 329
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 各主体の責務及び業務の内容	
<b>第 36 節</b>	<b>ライフライン応急対策（水道）</b>	P. 331
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 各主体の責務	
	4 業務の内容	
<b>第 37 節</b>	<b>ライフライン応急対策（下水道）</b>	P. 336
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 各主体の責務	
	4 業務の内容	
<b>第 38 節</b>	<b>工業用水道施設の応急対策</b>	P. 340
	1 計画の目的	
	2 各段階における業務の内容	
	3 業務の内容	

<b>第 39 節 危険物等施設の応急対策</b>	P. 342
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 40 節 火災対策</b>	P. 347
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 41 節 廃棄物処理</b>	P. 350
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 42 節 非常用食糧等の供給</b>	P. 356
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 43 節 全国からの救援物資への対応</b>	P. 364
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務及び業務の内容	
<b>第 44 節 緊急輸送対策</b>	P. 366
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 45 節 義援金の受入・配分</b>	P. 371
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 義援金の受入・配分フロー	
4 業務の内容	
<b>第 46 節 災害警備措置</b>	P. 373
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務及び業務の内容	
<b>第 47 節 行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬</b>	P. 376
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 48 節 学校等における応急対策</b>	P. 380
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
<b>第 49 節 文化財応急対策</b>	P. 384
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	

4 業務の内容	
第 50 節 商工業者に対する応急対策	P. 387
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
第 51 節 ボランティアとの協働	P. 389
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
第 52 節 労務等の確保・供給	P. 393
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
第 53 節 災害救助法による救助	P. 397
1 計画の目的	
2 各段階における業務の内容	
3 各主体の責務	
4 業務の内容	
第 54 節 災害応援計画	P. 406
1 計画の目的	
2 災害応援の基本	
3 被災地応援活動の展開	
4 避難者の受入	
<b>第 4 章 災害復旧・復興計画</b>	
第 1 節 災害復旧事業	P. 410
1 計画の目的	
2 激甚災害による復旧事業	
3 その他の復旧事業	
第 2 節 災害復興計画	P. 414
1 計画の目的	
2 復興の基本的な考え方	
3 災害復興推進体制の検討	
第 3 節 市民生活安定のための緊急措置	P. 417
1 計画の目的	
2 災害相談窓口の設置	
3 被災者の生活確保	
4 義援金・義援品（救援物資）の受入・配分	